

墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公共の場所</u> 道路、公園、広場、<u>駅その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供する場所をいう。</u></p> <p>(2) <u>客引き行為</u> <u>人に呼び掛け、又はちらし、ビラその他の物品を配布し、若しくは提示する方法により客となるように人を誘う行為をいう。</u></p> <p>(3) <u>執ような客引き行為</u> <u>客引き行為のうち、人の身体に触れ、通行を妨げ、身辺につきまとう等執ような方法により客となるように人を誘う行為をいう。</u></p> <p>(4) <u>客待ち行為</u> <u>前2号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろすることをいう。</u></p> <p>(5) <u>勧誘行為</u> <u>次に掲げる役務等に従事するように誘引する行為をいう。</u> <u>ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務</u> <u>イ 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務</u> <u>ウ わいせつな映像の被写体となること。</u></p> <p>(6) <u>勧誘待ち行為</u> <u>前号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろすることをいう。</u></p> <p>(7) <u>客引き行為等</u> <u>第2号から前号までの行為をいう。</u></p> <p>(8) <u>ピンクちらし</u> <u>次のいずれかのものを掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したちらし、ビラその他の物品をいう。</u> <u>ア 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) <u>公共の場所</u> 道路、公園、広場<u>その他の公共の用に供する場所をいう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(2) <u>客引き行為</u> <u>人の身体に触れ、通行を妨げ、身辺につきまとう等執ような方法により客となるように人を誘う行為をいう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p>

<p>人の姿態の写真又は絵</p> <p>イ 性的好奇心をそそる、人の下着姿、水着姿等の写真又は絵であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの</p> <p>ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言</p>	
<p>(9) 区民等 区内に在住し、滞在し、又は区内を通過する個人をいう。</p>	<p>(4) 〔同左〕</p>
<p>(10) 事業者 区内において事業（その準備行為を含む。）を行う法人その他の団体又は個人をいう。</p>	<p>(5) 〔同左〕</p>
<p>(11) <u>飲食店等 事業者が行う事業のうち、次に掲げる営業をいう。</u></p> <p><u>ア 客に酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業</u></p> <p><u>イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業</u></p> <p><u>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業</u></p> <p><u>エ 店舗を設けて当該店舗において専ら異性の客に接触する役務を提供する営業（ウに該当する営業を除く。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（執ような客引き行為の禁止）</p> <p>第6条 何人も、公共の場所において<u>執ような客引き行為</u>をしてはならない。</p> <p>2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に<u>執ような客引き行為</u>をさせてはならない。</p> <p>（重点地区の指定等）</p>	<p>（客引き行為の禁止）</p> <p>第6条 何人も、公共の場所において<u>客引き行為</u>をしてはならない。</p> <p>2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に<u>客引き行為</u>をさせてはならない。</p>
<p>第8条 <u>区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。</u></p> <p>2 <u>区長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区の区域その他必要と認める事項を告示するものとする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

3 区長は、必要と認めるときは、その指定した重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(重点地区における禁止行為)

第9条 何人も、重点地区において、飲食店等の営業に関する客引き行為又は客待ち行為及び勧誘行為又は勧誘待ち行為をしてはならない。

〔新設〕

2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項の行為をさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業活動の禁止等)

第10条 重点地区において飲食店等を営む者は、前条第1項の規定に違反する行為をした者又はその他の者から紹介を受けて、当該客引き行為又は勧誘行為を受けた者を当該店舗又は施設内に立ち入らせてはならない。

〔新設〕

2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督等その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 飲食店等を営む者は、区長に対し、第6条、第7条、前条及び第1項の規定に違反する行為(第18条を除き、以下「違反行為」という。)をしないことを約する旨の申出を行うことができる。

4 区長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした飲食店等を営む者に対し、必要な支援を行うことができる。

(指導)

第11条 区長は、違反行為をしていると認められる者に対し、口頭で当該行為を中止するよう指導することができる。

〔同左〕

第8条 区長は、前2条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、口頭で当該行為を中止するよう指導することができる。

2 〔略〕

2 〔略〕

(警告)

〔同左〕

第12条 区長は、違反行為を行った者に対

第9条 区長は、第6条又は第7条の規定に

し、当該行為を中止するよう警告することができる。

(公表)

第13条 区長は、前条の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 [略]

(店舗等场所提供者への通知)

第14条 区長は、前条第1項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(店舗場所提供者の措置)

第15条 区内に所在する建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させること。

(2) 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が飲食店等の用に供され、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

(契約の解除等)

第16条 重点地区に所在する建物を他人に提供する者は、前条第2号に掲げる措置を講じている場合において、第14条の規定

違反する行為を行った者に対し、当該行為を中止するよう警告することができる。

2 区長は、前項の規定による警告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該行為を委任し、又は命令したと認められる法人の代表者又は人に対し、資料の提出を求め等必要な調査を行うことができる。

[同左]

第10条 区長は、前条第1項の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 [略]

[同左]

第11条 [同左]

[新設]

[新設]

による通知を受けたときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。

(過料)

第17条 区長は、第6条又は第7条の規定に違反する行為を行った者に対し、第12条の規定により当該行為を中止するよう警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、5万円以下の過料を科することができる。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科することができる。

(調査)

第19条 区長は、第11条から第14条までの規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、その必要と認める範囲内において、違反行為をした者、その者に当該行為を委任し、又は命令したと認められる法人の代表者又は人その他の関係人に対し、質問し、資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

(警察署の長等への協力要請)

第20条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長その他関係機関の長に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができる。

(警察その他関係機関への情報提供)

[同左]

第12条 区長は、第9条第1項の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、5万円以下の過料を科することができる。

[同左]

第13条 [同左]

(通報)

第14条 区長は、第6条又は第7条の規定に違反する行為で、他の法令等の規定に抵触すると認められるものについては、速やかに警察等の関係機関への通報その他必要な措置を講ずるものとする。

[新設]

[新設]

<p><u>第21条</u> 区長は、区民等から提供された情報その他区が保有する情報のうち、この条例の目的を達成するために必要があると認めるものを、警察その他関係機関に提供することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p><u>第15条</u> [同左]</p>
--	--

付 則

- 1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区客引き行為等の防止に関する条例の規定による重点地区の指定に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。